

令和6年度 第2回 佐久市国民健康保険運営協議会

議事録

日 時 令和7年1月17日（金） 午後1時30分～午後2時30分

場 所 佐久市役所 8階大会議室

出席者 委員 13名（欠席者7名） 事務局7名

1 開 会（進行：事務局）

2 諮 問

- ・佐久市国民健康保険税率等の見直しについて

3 会長あいさつ

4 市長あいさつ

5 議事録署名委員の指名（進行：会長）

6 会議事項

（1）国保税率等の見直しについて

（事務局）

○資料1～5に基づき説明

資料1の保険税の見直し方針のページをお願いします。左上の表で、長野県における保険税の統一に向けての動きでございますが、令和9年度までに行うことが、①から③と示されております。令和9年度までに、二次医療圏単位での医療費指数の統一を図ることなどがございます。佐久市では、医療指数が、佐久医療圏のなかで高いので、他市町村と合わせることで、医療指数が低くなり、有利に働いている状況でございます。次に、中ほどの表の、税率見直しの留意点ですが、令和5年度に資産割を廃止し、現在では、3方式、所得割、均等割、平等割で賦課をしております。例えば、所得割は、経済状況の影響を受けやすいですとか、均等割、平等割は、景気の動向に左右されないなど、それぞれ特徴がございます。次に、下の表の令和7年以降、国保運営に影響がある項目をまとめてあります。

①は、団塊世代が後期高齢者医療保険への移行による、被保険者の減少でございます。減少は、令和8年度まで続くと考えております。②は、令和8年度創設されます、子ども・子育て支援金でございます。すべての保険者が、支援金を保険料として徴収することとなります。国保は、納付金として、県へ納付することとなります。現在、国保では、医療費分、後期高齢者支援分、介護分の3つの区分で課税をしておりますが、新たに、子ども子育て支援分が加わることになります。③は、社会保険の適用事業所の拡大がございます。昨年10月より、年収106万円以上や従業員数が51人以上の事業所が対象となり、社会保険への加入となっておりますが、国では、収入の要件の撤廃を検討しております。これにより、国保から社会保険へ移行される方が増えると見込まれます。④は、高額療養費の見直しでございますが、個人の自己負担額を上げる検討がされております。保険者としては、高額療養費の支出が抑えられることとなります。⑤は、国保の税収への影響などがございますが、103万円の壁の影響がございます。基礎控除が増えることにより、課税の標準額が減ることになり、国保税が減収となります。

次のページの、資料2は、国保の状況でございます。1は、被保険者の推移です、毎年減少傾向であります。令和6年度は、675人の減、令和7年度は、652人の減を見込んでおります。減少の理由は、団塊の世代が後期高齢者医療保険への移行、社会保険の適用拡大によるものでございます。団塊の世代の後期への移行は、令和8年度まで続くと思われれます。また、65歳以上の前期高齢者の割合は、横ばいの状況でございます。2は、医療費の総額の推移でございます。被保険者数の減少により、総医療費は、減少するものと見込んでおります。3は、一人当たり医療費の推移でございます。一人当たり医療費の単価は、年々増加しております。これは、高齢化に伴う医療費の増加、及び新しい薬や医療機器の開発など医療技術の進歩によるものと考えております。4は、一人当たり保険給付費額の世代別の推移でございます。国保では、65歳以上が、約48%を占め、年齢構成が高く、年齢に伴い、医療費が掛かる状況でございます。※印に療養費等を含むとありますが、これはコルセットなどの補装具や、はりきゅう・マッサージなどの施術のことでございます。5は、収納率などの推移になります。グラフの赤い線は、県において、国保運営方針に基づき、保険者の規模に応じて、設定された、目標の収納率になります。令和6年度以降の一人当たり調定額の見込みは、令和5年度の一人当たり調定額をもとに、見込みの被保数に乗じて算出しております。令和5年度の一人当たり調定額は、県内19市の中で、高い方から12番目となります。なお、調定額とは、国保税を課税するにあたり、内容を調査して、納税額を決定した額となります。6は、国保税の納税額と保険給付費の比較となります。保険給付費の伸びは、6年度以降を、4.6%の伸び率で算出しております。納税額は、各年度の見込み被保険者数に、一人当たり調定額と、過去5年平均の収納率を乗じて、算出しております。納付と給付の差が広がる状況となっております。

す。令和5年度は、約27万円、6年度は、約28万円、7年度は約30万円の差額となっております。7は、納付金の推移になります。納付金の医療分、後期支援分、介護分について、一人当たり単価を算出し、過去の伸び率を考慮し、被保険者数に乗じて算定しました。一人当たり単価は、増加いたしますが、被保険者数の減少により、総額では、横ばいで推移すると見込んでおります。8は、基金の保有状況になります。基金の残高は、令和5年度は、19市中、トップの状況です。2番目は、長野市、3番目は、上田市です。また1人当たりと世帯当たりの基金保有高は、駒ヶ根市に次いで、2番目となります。

次のページに、資料3をお願いします。国保税の推計で、税率を据え置いた場合の推計になります。国保税の推計は、右上にあります。一人当たり調定額、調定額は、課税の基になる数値になります。ここに、被保険者数、平均収納率を乗じて、収納の推計をしております。令和6年度の決算見込みでは、前年度より、約6,300万円の減収、下の表になりますが、令和7年度では、約6,100万円の減収を見込んでおります。なお、令和8年度からの推計には、令和8年度から創設される子ども子育て支援金などは考慮していません。この、国保税の推計をもとに、次のページ資料4で、収支を試算しております。

資料4をお願いします。1の決算額等についてですが、本年度、令和6年度の決算見込みでは、約4,200万円の黒字ですが、令和5年度からの、繰越金などを差し引く、実質収支では、約4,800万円の赤字と見込んでおります。令和7年度は、差し引きで、約7,100万円の赤字となり、令和8年度は、約1億8,000万円の赤字となり基金を活用し運営を行うこととなります。このことから、令和8年度は、基金残高が約10億円となる見込みです。2の項目別の歳入歳出決算額等でございますが、歳入の主なものとして、1の国保税ですが、右側の説明欄になりますが、過去の収納率や、被保険者の推計を基に算出してございます。3の県からの支出金でございますが、普通交付金と、特別交付金がございます。普通交付金は、歳出の保険給付費、いわゆる医療費になりますが、掛かった費用が、県から普通交付金として交付されます。次の、特別交付金は、保険者努力支援分、これは、収納率や特定健診の受診率などに応じて交付されます。旧特別調整交付金は、失業者に国保税を軽減した分の補てん分や国保のシステム改修費用などの交付金になります。県繰入金は、医療費通知の実施や保健事業の取り組みなどに交付されます。被保険者の推計などを考慮して推計をしております。4の繰入金は、一般会計から国保特別会計への繰入になります。国保税の軽減の補てんや職員給与などになります。過去の実績などをもとに推計を行っております。次に、歳出ですが、2の保険給付費は、いわゆる医療費になりますが、一人当たり給付費や被保数を推計し、過去の伸び率から推計をしております。なお、保険給付費は、主に、歳入の県からの支出金のうち、普通交付金として交付されるものにな

ります。3の納付金は、長野県により算定されます。県では、各市町村の被保険者数、所得水準などを基に算定し、医療費水準を反映して、納付金が決定されます。推計に当たっては、過去の数値を基に推計しております。この納付金は、毎年の変動を抑えるように、県へ要望をしております。4の保険事業費は、人間ドック補助金や特定健康診断などの実施経費になります。国保の健診では、35歳は無料、36から39歳は、自己負担1,000円、40歳以上は無料となっております。クリニックなどで受ける特定健診は、約1万円掛かるものが無料で受けられることとなります。6の基金積立金は、利子分の見込みを計上してあります。7のその他として、浅間病院への繰出金になります。糖尿病教室や保健事業の実施に伴うものになります。

次に、右側の3の税率等の改定については、①として、国保税率は2年に1度、見直しをおこなっており、本年度が改定の年であることから、改定を行います。②として、今回の税率の見直しでは、事務局の提案としては、令和7年度からの税率は据え置きにしたいと考えております。③として、令和8年度は新たな制度が創設されるため、令和7年度に見直しを行うこと、としております。次に4の据え置きとする理由として、①として、本年度の決算見込みで、単年度での収支で、赤字の見込みであること、これは、令和6年度だけで、収支を見ますと赤字になることとございます。また、令和7年度からの収支は、マイナスとなりますが、基金の残高から、基金を取り崩しても、国保の運営に支障がないと考えております。次に、②として、令和8年度には、新たな賦課が始まること、③として、被用者保険の適用拡大が検討されており、国保の被保険者数の減少が見込まれること、④として、税制改正等により、国保税の減収が見込まれること、などにより、令和7年度からの税率は、据え置きにしたいと考えております。なお、基金については、保有金額に指針を設けており、保有額は、保険給付費の1割を目度としております。保険給付費は、約70億円であり、その1割で、7億円となります。指針では、これが、2倍となった場合には、税率の引き下げ、半分になった場合には、税率の引き上げを検討するとしております。

次に、資料5は、国保の保険料水準等の統一の必要性や統一のメリットなどをまとめてございます。また、今後の動きとして、右下の4 完全統一の道りでございますが、令和9年度までに、医療費指数の統一、令和12年度までに、県内で医療費指数の統一を行うとしております。また、長野県では、完全統一に必要な課題については、市町村と協議を重ね、市町村との合意形成が図られた場合、令和12年度の医療費指数の統一目標を完全統一に見直すことを検討するとしております。なお、国では、完全統一の目標を令和15年としております。

説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございました。ただ今、(1) について、事務局より説明をいただきました。なお、この件に関しましては、本日、協議会として一定の方向を示して欲しいとのことですので、このことを踏まえて委員の皆さんからご意見・ご質問をお出しく下さい。よろしいですかね。進めていきますけれども途中でも何かありましたら、挙手をお願いしたいと思います。

次に、協議会として国保税率の見直しについて、事務局案のとおり「据置」の案で決定してはどうかと思いますが、他にご意見は無いでしょうか。

それではお諮りします。協議会として、「国民健康保険税率等の見直し」について、ご異議ありませんか。ご異議が無い方は挙手をお願いします。

-全員挙手-

(会 長)

ありがとうございます。佐久市国民健康保険運営協議会規則第6条に、「協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する」とされておりますので、この件については、「据置」の案で決定とします。また、本日決定しました事項の市への答申につきましては、1月27日月曜日に予定をしております。答申書の内容と答申につきましては、事務局と協議、決定しまして、私、会長一任とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

-全員挙手-

(会 長)

ありがとうございます。それでは、会長一任とさせていただき、答申を行いますのでよろしくをお願いします。続きまして、7番「その他」について事務局より説明をお願いします。

7 その他

- ・事務局より事務連絡

8 閉会